

③ 空家所有者と移住者が賃貸借契約締結後、空家所有者が空家を改修する場合
(賃貸借契約後所有者が改修)

空家の要件

(移住者限定賃貸物件)

- 1 補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して10年間補助対象空家を移住者に限り賃貸することができる物件（「移住者限定賃貸物件」という。）添2・4
- 2 市の空家台帳に記載があること(調査後新規で登録できるものを含む) 添2・17
- 3 一戸建て住宅又は併用住宅。集合住宅は対象外 添2・10
- 4 住宅兼店舗等の用に供する住宅の場合、居住に要する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上を占めること 添2・10
- 5 台所、便所及び浴室を備え居住を目的として建築された住宅（店舗等を兼ねる併用住宅を含む） 添2・10
- 6 あらかじめ補助対象空家に建物状況調査を実施し、調査結果報告書において改修が必要とされた箇所を含む居住部分に係る改修であること 添2・13
- 7 建築基準法及び同法施行令第9条の規定に違反しないこと 添2・3
- 8 耐震基準を満たす住宅又は改修後に耐震基準を満たす住宅とすること 添2・8

空家所有者の要件

- 9 空家の賃貸借契約を締結した1年以内に申請を行う者 添2・12
- 10 空き家の賃貸借契約の当事者間が1親等以内の親族でない者 添2・18
- 11 申請者は市税を滞納していないこと 添2・7
- 12 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと 添2・4・19
- 13 改修工事の着工前の申請であること 添2
- 14 同一年度中に当該補助金の交付を受けていないこと 添2・20
- 15 同一箇所の改修について他の補助金を受けていないこと 添2
- 16 法人ではなく個人の申請であること 添1・2

施工業者の要件

- 17 市内施工業者であること 添2・22
市内に本社、支社、支店若しくは営業所等を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者

移住者の要件

- 18 空き家の賃貸借契約の当事者間が1親等以内の親族でない者 添2・18
- 19 交付申請日から起算して、1年前までの間に世帯全員の者が、当市の住民基本台帳に登録されておらず、かつ当該補助金の交付を受けた日の属する年度から起算してこの補助金により改修を行う空家に10年間居住する世帯であること 添2・4・6
既に移住している場合は移住の日から1年以内に申請しかつ移住の日から1年前までに当市に住所がないこと
- 20 日本国籍を有する者であるか、永住者又は特別永住者であること 添2・3

※ 添～はそれぞれの要件を確認するための添付書類番号を表しています。